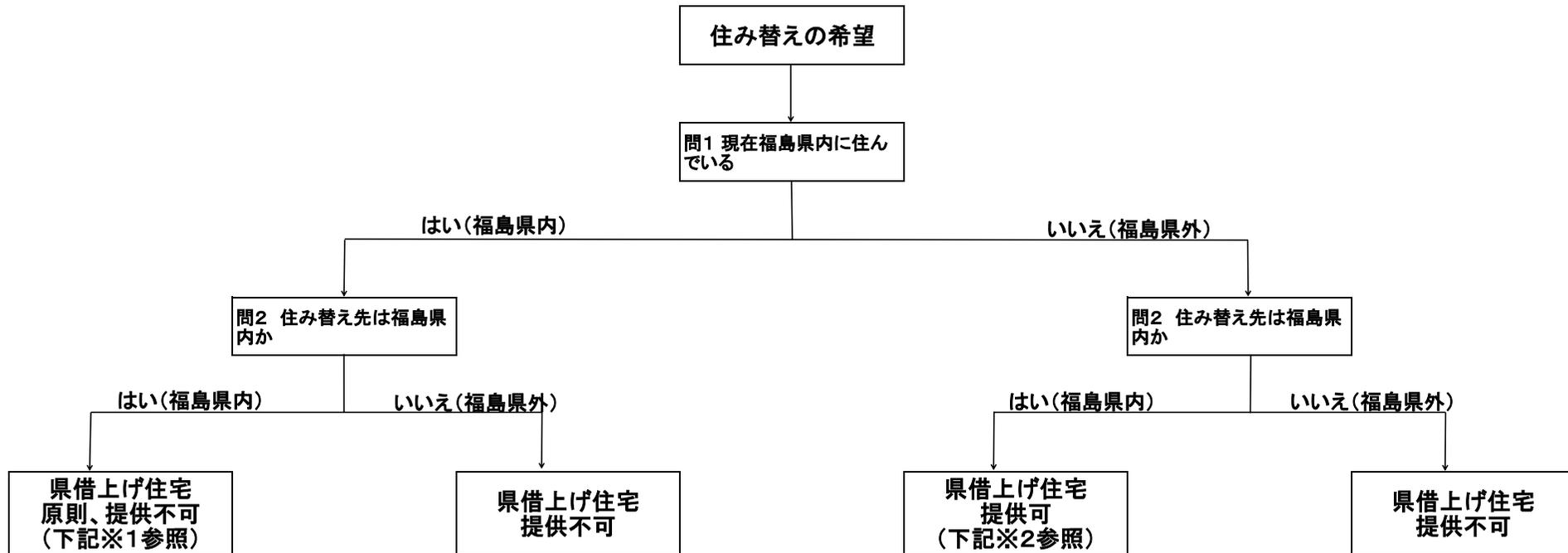


○被災時に居住していた市町村が避難指示区域(平成27年6月15日時点)である世帯の住み替え



※1 貸主都合や就学・就労等により遠方から地元方面に戻るなど、やむを得ないと判断される場合に限り、例外的に住み替えが認められる可能性がありますので、詳しくは被災時の市町村にご相談ください。

※2 ただし、御事情によっては住み替えが認められない場合もありますので、申請前に被災時の市町村にご相談ください。

※3 本フローの取扱いの対象は、応急仮設住宅の供与期間が平成31年3月末まで延長されている市町村・区域からの避難者となります。